

耕作条件不利農地活用事業交付金交付要綱の一部を改正する告示

耕作条件不利農地活用事業交付金交付要綱(令和5年御杖村告示第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「初期投資」を「初年度から3年度の間」に改める。

第4条の表を次のように改める。

交付対象経費	交付金の額
補助対象事業に要する経費のうち、報償費、賃金、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料	補助対象事業を実施する農地の面積10aあたり、初年度は10万円を上限に、交付対象経費の全額。2年度目、3年度目は、初年度の交付額の1/2(最大5万円)を上限に、交付対象経費の全額。(面積に1a未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた面積とする。)

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。